

オークワ湯浅店

大規模小売店舗立地法に係る変更についてのお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記の事項につきまして令和6年7月24日付で和歌山県知事に変更届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定によりお知らせいたします。

■大規模小売店舗を設置する者

株式会社オークワ
代表取締役 大桑 弘嗣
和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3

■大規模小売店舗の名称・所在地

名称：オークワ湯浅店
所在地：和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保 1852 番 1 外

■変更しようとする事項

①来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1階駐車場	24 時間	24 時間
屋上駐車場		
隔地駐車場①		
隔地駐車場②	—	午前 6 時～午後 10 時

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	変更前	変更後
1階駐車場	入口 1 ヶ所、出口 1 ヶ所	入口 1 ヶ所、出口 1 ヶ所
屋上駐車場	出入口 1 ヶ所	出入口 1 ヶ所
隔地駐車場①	出入口 2 ヶ所	出入口 2 ヶ所
隔地駐車場②	—	出入口 2 ヶ所
合計	5 ヶ所	7 ヶ所

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前 6 時 30 分～午後 8 時	午前 6 時～午後 10 時

■変更する理由

- ①②隔地駐車場を増設するため
- ③ 荷さばき施設の運用を見直すため

■お問合せ先

株式会社オークワ（担当：開発本部 阪口）
TEL：073-433-9883（平日の 9:30～17:00）